

概算契約に関する特約条項に付する特殊条項

甲及び乙は、概算費目等の変更に関し、次の特殊条項を定める。

（概算費目等の変更）

第1条 概算契約に関する特約条項第1条第2項に定める内訳書の概算費目等のうち別表について甲乙協議し、令和 年 月 日を目途として変更を実施するものとする。

2 前項による概算費目等の変更の結果、必要と認める場合は、当該特約条項第1条第1項に定める契約金額を変更する処置を行うとともに、同特約条項の同条第2項に定める内訳書を変更するものとする。

3 第1項に該当する費目等は、変更に当たり確定又は金額限度を付するものとする。

（資料の提出）

第2条 乙は、前条に定める概算費目等の変更を行う場合は、変更見積書を前条第1項に定める変更目途日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

2 前項の定める期限までに変更見積書の提出を怠ったときは、甲の査定するところにより契約金額を変更することができる。

（適用経費率）

第3条 第1条に定める概算費目等の変更を行う場合に適用する経費率（加工費率、一般管理費及び販売費率、利子率、利益率その他原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）は、当該契約年度における最新の経費率を適用する。ただし、これにより難しいときは甲乙協議して定めるものとする。

概 算 費 目 表

費 目 等	備 考